

令和4年度「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」実施要領

I 趣旨

平成30年度からスタートした「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」において、計画期間中の死亡災害の平均発生件数を第7次計画の平均発生件数と比較して15%以上減少させることを目標としている。

また、建設業における死亡災害の3割強を占める墜落・転落災害についても、同様に15%以上の減少を目標としており、災害発生件数が増加する時期（9月・10月）の前に墜落制止用器具（安全帯）の適正な使用方法の周知等を行い、さらなる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととする。

とりわけ、足場からの墜落災害を撲滅するため、足場における作業を開始する前に、手すりなどの足場用墜落防止設備の点検・補修の徹底を全ての建設事業者に呼び掛ける。

※ 従来の構造規格に基づく安全帯を使用できるのは令和4年1月1日までとなっておりますので、改めて法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ 平成30年6月に公布された改正労働安全衛生法施行令において、安全帯の名称は「墜落制止用器具」に改正されましたが、当協会では「安全帯」と表記します。

II 名称

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

III 期間

平成30年を初年度、令和4年度を最終年度とし、毎年8月1日から9月10日までの期間とする。

なお、会員等は、本キャンペーンを進めるにあたり、国が推進する5月1日から9月30日を期間とする「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン（準備期間4月、取組実施期間5月から9月）」と時期が重なっていることから、新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら、墜落・転落災害の原因のひとつともなる熱中症対策と併せて取り組むこととする。

IV 主唱

建設業労働災害防止協会

V キャンペーン期間中の実施内容

1 足場用墜落防止設備の設置等

労働安全衛生規則第563条第1項第3号に基づき、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、足場の種類に応じて丈夫な構造の「足場用墜落防止設備」を設けること。

しかし、「足場用墜落防止設備」を設置することが著しく困難な場合等においては、第563条第3項により、要求性能墜落制止用器具（フルハーネス型安全帯）を取り付けるための設備等を設け、作業者にこれを使用させる等の措置を講ずること。

また、第564条により、足場の組立て等の作業においても同様の措置を講ずること。

2 足場用墜落防止設備の作業開始前点検の徹底

足場における作業を行う全ての事業者は、その日の作業を開始する前に、①安衛則第567条第1項に基づき、作業を行う箇所の手すりなどの足場用墜落防止設備の取り外しや脱落の有無について必ず点検し、異常を認めたときは直ちに補修すること、②第567条第2項に基づき、悪天候又は足場の組立等の後の足場の点検で、異常が認められたときは直ちに補修すること。

なお、この点検については、「足場の組立等作業主任者能力向上教育」の受講修了者等の知識と経験を有する者に行わせること。

3 墜落・転落災害を防止するための基本事項の確認

会員等は、墜落・転落災害を防止するため次の基本的な措置を確実に実施する。

- (1) 作業床の設置
高さ 2m 以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設ける。
- (2) 手すり等の設置
高さ 2m 以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設ける。
- (3) 安全帯の使用
梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させる。
- (4) 踏み抜き防止措置
スレート屋根等での作業では、歩み板、防網等を設ける。
- (5) 足場からの墜落防止措置
足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じる。
- (6) はしごや脚立の使用
はしごや脚立は足元が不安定なため、移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用を検討する。どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合には、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長発 令和 3 年 3 月 17 日付け（基安安発 0317 第 1 号）「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」を参考に、はしご、脚立を安全に使用すること。
- (7) 作業主任者の選任
高さ 5 m 以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任し、作業を監視する。
- (8) 特別教育の実施
足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施する。
- (9) 安全衛生教育
労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないように、墜落・転落防止のための教育を行う。

4 フルハーネス型安全帯の適正使用の徹底

協会及び会員等は、上記 V 1、2 のとおり、フルハーネス型安全帯を適正に使用させるため、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等の受講の必要性を関係者に周知する。また、二丁掛けの推奨及び一定の高さ以上の高所作業におけるフルハーネス型安全帯の適正な使用を徹底する。

5 広報啓発活動の積極的な推進

- (1) スローガンの設定
建設工事従事者の意識向上のため、事業場が取り組みやすいスローガン等を設定する。
例「わが現場から墜落・転落災害を必ず 0 にする！」
「手すりの点検が墜落防止のまず一步」
- (2) 広報活動の実施
 - ① 広報誌「建設の安全」にキャンペーンの実施と内容等を掲載する。（広報課）
 - ② 協会ホームページに、本実施要領を掲載し周知徹底を図る。（広報課）
 - ③ キャンペーンリーフレットを作成する。（広報課）
 - ④ 新版啓発用ポスター、のぼりを頒布する。（教材開発センター）

6 専門家の派遣

知識・経験豊富な「安全管理士」が事業場に伺い、墜落・転落災害防止対策を重点とする現場パトロール、安全相談、講演等を行う。（有料：詳細は建災防ホームページを参照）